

入札の公 告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年4月12日

苦小牧港管理組合管理者 苦小牧市長 岩倉 博文

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称 苦小牧港給水設備維持補修業務【整理番号 13番】
- (2) 業務の場所 苦小牧市
- (3) 業務の期間 令和6年6月1日から令和7年5月31日まで
- (4) 業務の概要 別途閲覧に供する仕様書、図面による

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、令和6年4月12日付け令和6年苦小牧港管理組合告示第号に規定する「苦小牧港給水設備維持補修業務に関する資格」を有すること。

3 入札参加申請書等の配布

- (1) 交付期間
令和6年4月12日（金）から令和6年5月2日（木）の正午まで
- (2) 配布方法
苦小牧港管理組合ウェブサイト (<http://www.jptmk.com/>) からダウンロードすること。
入札・契約等情報ー入札公告情報
- (3) 費用
無料とする。

4 入札参加申請書の提出

- (1) 申請書等
入札参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。
 - ア 類似工事（業務委託）施工実績調書
 - イ 類似施工実績を証明する書面（いずれか一つで可）
 - a 契約書及び設計書の写し（共同企業体での実績の場合は、共同企業体協定書及び共同企業体付属協定書の写し）
 - b CORINS又はTECRIS登録の写し
 - ウ 入札参加申請書付票
 - エ 中小企業等協同組合にあっては、定款の写し及び組合員名簿
 - オ 令和5・6年度苦小牧港管理組合の競争入札参加資格結果通知書（協同組合及び共同企業体の場合は、その構成員である組合員及び構成員の通知書）
 - カ 苦小牧市水道事業管理者が指定した指定給水装置工事事業者を証する書面の写し
- (2) 提出期間
令和6年4月12日（金）から令和6年5月2日（木）の毎日午前9時から午後5時まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）。ただし、最終日は正午までとする。

- (3) 提出場所
苦小牧市入船町3丁目4番21号 苦小牧港管理組合総務部総務課財務係
- (4) 提出方法
送付又は持参することとし、ファクシミリによるものは受け付けない。
なお、送付による提出の場合は、(2)に記載する期限内必着とする。
- (5) その他
 - ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
 - イ 提出された資料は、返却しない。
 - ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。
 - エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない
 - オ 紙での参加を希望する場合は、あらかじめ管理者の承認を受けるとともに、返信用封筒（表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手（定型の場合434円）を貼付すること。）を用意し、申請書等と併せて提出すること。

5 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という）第167条の5の2の規定による一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和6年5月9日（木）までに書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について令和6年5月16日（木）までに書面により説明を求めることができる。
なお、書面は次の提出先に送付又は持参することとし、ファクシミリによるものは受け付けない。
また、送付の場合は期限内必着とする。
苦小牧市入船町3丁目4番21号 苦小牧港管理組合総務部総務課財務係
- (2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

苦小牧市入船町3丁目4番21号 苦小牧港管理組合総務部総務課財務係

8 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 苦小牧市入船町3丁目4番21号
- (2) 入札日時 令和6年5月22日（水） 10時00分
- (3) 入札執行の際、入札者が1者しかいない場合でも、入札を執行する。

9 送付による入札

郵送等による入札とする。

- (1) 郵便による入札の場合
入札書は、開札日の前日必着とし、郵送用封筒に「入札書在中」と朱書きのうえ、簡易書留で送付すること。
また、入札書は、郵送用の封筒とは別に入札用封筒に入れて封印をすること。
- (2) 持参による入札の場合
入札書は前日の17時までに苦小牧港管理組合総務部総務課財務係に持参すること。

なお、入札書は、入札用封筒に入れ封印すること。

10 入札書記載金額

入札書に記載する金額は、細別、規格別の単位当たりの金額とし、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

11 落札者の決定方法

全ての入札金額（単価）が、それぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

12 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の 100 分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他管理者が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に苦小牧港管理組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。

イ 過去 3 年間に国（公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者であることを、あらかじめ証明した場合で、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ウ 前項に掲げるもののほか、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと管理者が認めるとき。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるとときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

14 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

(1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等をダウンロードすることができる。

ア 閲覧期間 令和 6 年 4 月 12 日（金）から令和 6 年 5 月 21 日（火）まで

イ 閲覧場所 苦小牧港管理組合ウェブサイト (<http://www.jptmk.com/>)

（閲覧にあたりパスワードを求められたときは、令和 5・6 年度競争入札参加資格審査結果通知書の※ 3 に記載されたパスワードを入力すること。）

(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

令和 6 年 4 月 12 日（金）から令和 6 年 5 月 9 日（木）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）。

イ 受付場所

苫小牧港管理組合総務部総務課財務係

- (3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和6年4月12日（金）から令和6年5月21日（火）の毎日午前9時から午後5時まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）。

イ 閲覧場所 苫小牧港管理組合 閲覧室（3階）

15 支払条件

- (1) 前金払

前金払いはしない。

- (2) 部分払

各月の実績（1ヶ月単位）として部分払いを請求することができる。

- (3) その他

消費税等は、当該代金の請求時に加算することとし、消費税等を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額を請求すること。

16 契約書作成の要否

必要とする。

17 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。（ただし、入札不調の場合は公表しない。）

- (2) 入札の執行回数は1回までとする。

（1回実施しても落札に至らない場合は、随意契約を行うことがある。）

18 その他

- (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、苫小牧市契約に関する規則第54条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) この入札の執行は、取りやめること又は延期することがある。

- (3) この入札の執行は、公開する。

- (4) 談合情報に対する対応

ア 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取及び委託費内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがある。

イ 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめことがある。

ウ 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することができる。

- (5) この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、契約者がこの契約に係る支払請求権について苫小牧港管理組合に承諾依頼書を提出し、苫小牧港管理組合がこれを承諾したときは当該債権譲渡をすることができるので、留意すること。

- (6) 競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

- (7) 本件は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。契約期間中における歳出予算の当該案件に係る金額が減額又は削除された場合には、契約を変更又は解除することがある。

(8) この入札は再積算を行う。

(9) 入札手続きの取り消し

落札者の決定後において、支出負担行為担当者が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。

その他入札に関し不明な点は、苫小牧港管理組合総務部総務課財務係（電話 0144-34-5805）に照会すること。

【入札公告別記】

4の(1)のイ関係

申請書に添付する契約書について

I 契約変更がない場合

当初の契約書（写）及び当初の設計図書（写）

II 契約変更がある場合

当初の契約書（写）及び変更した契約書（写）並びに最終の設計図書